

矢板市子ども未来館公式インスタグラム運用基準

(目的)

第1条 この基準は、矢板市子ども未来館ソーシャルメディア運用指針（令和5年5月1日実施）に基づき、矢板市子ども未来館（以下「当館」という。）が開設する Instagram（以下「公式インスタグラム」という。）を利用者等への情報提供媒体として運用していくため、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 公式インスタグラムの管理、設定等の総合的な管理運営は、当館が行うものとする。

- 2 投稿は原則として当館職員が行うものとする。
- 3 公式インスタグラムでの情報発信に係わる者は、矢板市子ども未来館ソーシャルメディア運用指針を遵守して情報発信を行わなければならない。

(運用管理者)

第3条 公式インスタグラムの適切かつ円滑な運用を図るため、公式インスタグラム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、当館館長をもって充てる。
- 3 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 当館公式インスタグラムで発信する情報の内容に関すること。
 - (2) その他当館公式インスタグラムの運用に関すること。
- 4 運用管理者は、当館内で投稿内容の管理を行う者（以下「投稿管理者」という。）を指名することができる。
- 5 運用管理者及び投稿管理者は、第三者に公式インスタグラムの I D

及びパスワードを開示してはならない。

(発信内容)

第4条 当館公式インスタグラムにおいて、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 当館のお知らせ等の情報
- (2) 市内の子育て情報
- (3) その他運用管理者が適当と認める情報

(運用方法)

第5条 当館公式インスタグラムの運用方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報発信のみを行いコメントに対する返信は原則行わない。ただし、国、地方公共団体その他公共性の高い機関及び当館が有益と判断した場合は、この限りでない。
- (2) コメントに対する返信を行わない旨を当館公式インスタグラムのページ情報欄に明示しなければならない。
- (3) 投稿に記載するリンクのリンク先は、原則とし当館ホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体その他公共性の高い機関及び当館が有益と判断するホームページで、特に運用管理者が認めるものは、この限りでない。
- (4) 投稿の発信等における対応時間は原則として午前9時から午後6時までとするが、館長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (5) なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザーネームを当館ホームページ上に明示するものとする。
- (6) 当館公式インスタグラムの運用主体及び発信する内容、発信方法について、運用方針を策定し、当館ホームページ上で明示するもの

とする。

(禁止事項)

第6条 当館公式インスタグラムにおいては、次に掲げる情報についての投稿を行ってはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上発信することが必要な情報を除く。）
- (4) 法令等に違反する行為をおこなう内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 第1号、第2号、第4号及び前号の内容を含むホームページ等を紹介する情報
- (8) 信頼性に乏しい情報
- (9) 当館の施策の意思形成過程に関する情報
- (10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報

(免責事項)

第7条 次に掲げる事項について、当館はいかなる責任も負わないものとする。

- (1) 利用者が当館公式インスタグラム上に掲載されている情報を用いて行う一切の行為
- (2) 当館公式インスタグラムに関連して生じた利用者間のトラブル又は損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、当館公式インスタグラムに関連して
生じる損害

(知的財産権)

第8条 公式アカウントにおいて掲載している全ての情報（テキスト、
画像等）に関する知的財産権は、当館又は原著作者に帰属する。ただし、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合は、この限りでない。

(運用基準の変更)

第9条 本基準は必要に応じて事前に告知なく変更することができるものとする。

(当館公式インスタグラムの廃止又は停止)

第10条 当館の指定管理者は当館公式インスタグラムの運用を継続することが困難となった場合は、その理由を当館ホームページに明記し、当館公式インスタグラムの運用を速やかに停止し、又は当館公式インスタグラムの運用を廃止するものとする。

2 当館の指定管理者は当館公式インスタグラムの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに当館公式インスタグラムの運用を停止するものとする。

附 則

この基準は、令和5年5月1日から実施する。